

エフ・ウェイブ

f.wave



特集

あなたをまもるために

～ それってDVかも… ～

「f・wave」とは… fは、family-家族、freedom-自由、future-未来、そしてf-強く、を意味し、waveは、波を表します。

f・waveは、環境の変化の波を紙面を通じて伝え、男女が生き生きと暮らせる未来をめざすコミュニケーション誌です。

あなたをまもるために

平成13年にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が公布され、今回（平成20年1月施行）で2回目の改正がありました。DV被害者への支援がどの様に変わってきたのでしょうか。

DV防止法の必要性

国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組を行ってきました。しかし、平成11年に行った調査で、夫婦間で命の危険を感じるくらいの暴力を受けることが「何度もあった」「1、2度あった」と回答した女性は、4.6%でおおよそ20人に1人でした。配偶者からの暴力は、犯罪です。被害者の救済が必ずしも十分に行われてませんでした。被害者は、多くの場合、経済的自立が困難な女性です。DVは個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。この状況を改善するために、DV防止法ができました。

保護の充実（1回目の改正）

配偶者からの暴力の被害者は、「離婚後は保護命令申立てができない」「被害者の子への接近を被害者に禁止しない限り、被害者が加害者に会うことになる」「退去命令の期間が短い」などの解消のため改正されました。

さらに細やかに（2回目の改正）

配偶者からの暴力の被害者は、「生命や身体に対する脅迫を受けている被害者が多い」「電話や電子メール等による脅迫にさらされている」「被害者の親族等へ加害者が危害を加えるおそれがある」などの解消のため改正されました。



ドメスティックバイオレンス

	支援や情報提供	保護命令 被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に、申立てにより暴力を振るった配偶者に対し発する命令				
		接近禁止命令	退去命令	配偶者からの暴力の定義		
				加害者	暴力	被害者
DV防止法 (平成13年公布)	都道府県における基本計画の策定 都道府県による配偶者暴力相談支援センターなどの設置	被害者：居住地などにおいて身辺につきまといやはいかいを禁止（6か月間）	被害者と共に生活の本拠としていた住居から退去することの命令（2週間）	法律上の婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係にある者	身体的な暴力	配偶者からの暴力を受けた者（婚姻中に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受けて生命又は身体に危害を加えられるおそれのある者も含む）
1回目の改正 (平成16年施行)	福祉事務所による自立支援が努力義務として追加	被害者の子を追加：子の居住地などにおいて身辺につきまといやはいかいを禁止（被害者の保護命令期間以内）	命令期間を改正（2か月間）退去を命ぜられた住居の付近をはいかいはならない	離婚後の配偶者を追加（婚姻中に暴力があったことが要件になる）	精神的な暴力・性的暴力を追加。ただし、保護命令は、身体的暴力のみを対象	
2回目の改正 (平成20年施行)	基本計画の策定が市町村の努力義務として追加 配偶者暴力相談支援センターなどの設置が市町村の努力義務として追加	接近禁止命令に併せて申立てできる禁止行為を追加 ① 面会の要求 ② 行動の監視に関する事項を告げること等 ③ 著しく粗野・乱暴な言動 ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむをえない場合を除く） ⑤ 夜間（午後10時から午前6時まで）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむをえない場合を除く） ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等 ⑦ 名誉を害する事項を告げること等 ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等 被害者の親族等を追加：被害者の親族や知人・支援者に対しても、加害者が危害を加えるおそれのある場合は、本人承諾のもとに申立てできる（被害者の保護命令期間以内）				配偶者からその生命又は身体に対する脅迫を受けた者で、今後、身体的暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれのある者

DVは犯罪です

ドメスティックバイオレンスは、夫・恋人など親密な関係にあるパートナーからのさまざまな形態の暴力をさし、それを利用して支配することです。殴る・けるなどの身体的暴力、無視する・脅すなどの心理的暴力、交友関係や電話など行動を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的暴力には性欲を満たすための対象として女性を位置付けてセックスや中絶を強要するなどがあります。

本来、一番安心できる場であるはずの家で最も信頼している相手から暴力を受けることほど辛いことはありません。

家庭内で暴力が繰り返されるのは、男らしく、女らしくという考え方を意識しすぎた社会的慣習が男性の支配とコントロールを容認してきたからともいえます。

いい男、いい女の必要最低条件は、相手を思いやるやさしさを持つことでしょう。今、最も必要とされていることは、力による支配ではなく、お互いに対等なかかわりを持てる人間関係を築くことです。

それってDVかもしれない・・・

あなたのパートナーは、次のようなことをあなたにしたことがありますか？

精神的暴力

- 何をいっても相手にせず無視する。
- バカにしたりののしる。怒鳴る。
- あなたの身体や性格、考え方などをけなす。
- 「誰に食わせてもらっているんだ」「養ってやっている」など惨めな気持ちにさせる。
- 生活費を渡さない。
- 実家や友人との付き合いをなんくせをつけてやめさせようとしたり、禁止する。
- 「俺が家にいるときは外出するな」などと束縛する。
- 食卓(料理)をひっくり返す。
- 家事や子育てや介護は女の仕事だと決め付ける。
- 携帯や電話などで束縛する。

身体的暴力

- 顔や身体を平手打ちしたり、げんこつで殴る。
- 顔や身体を壁などに押し付ける。
- 胸ぐらや腕、肩などをつかむ。
- 髪の毛を引っばたり、髪の毛をつかんで引きずり回す。
- タバコの火を押し付けるなど、火傷をさせる。
- 座っているいすやソファーごとひっくり返す。
- あなたの顔を水に突っ込んだり、口をふさいだりする。
- 物を投げつける。
- 家具や窓ガラスなどを壊して脅す。
- 水やお湯などをかける。

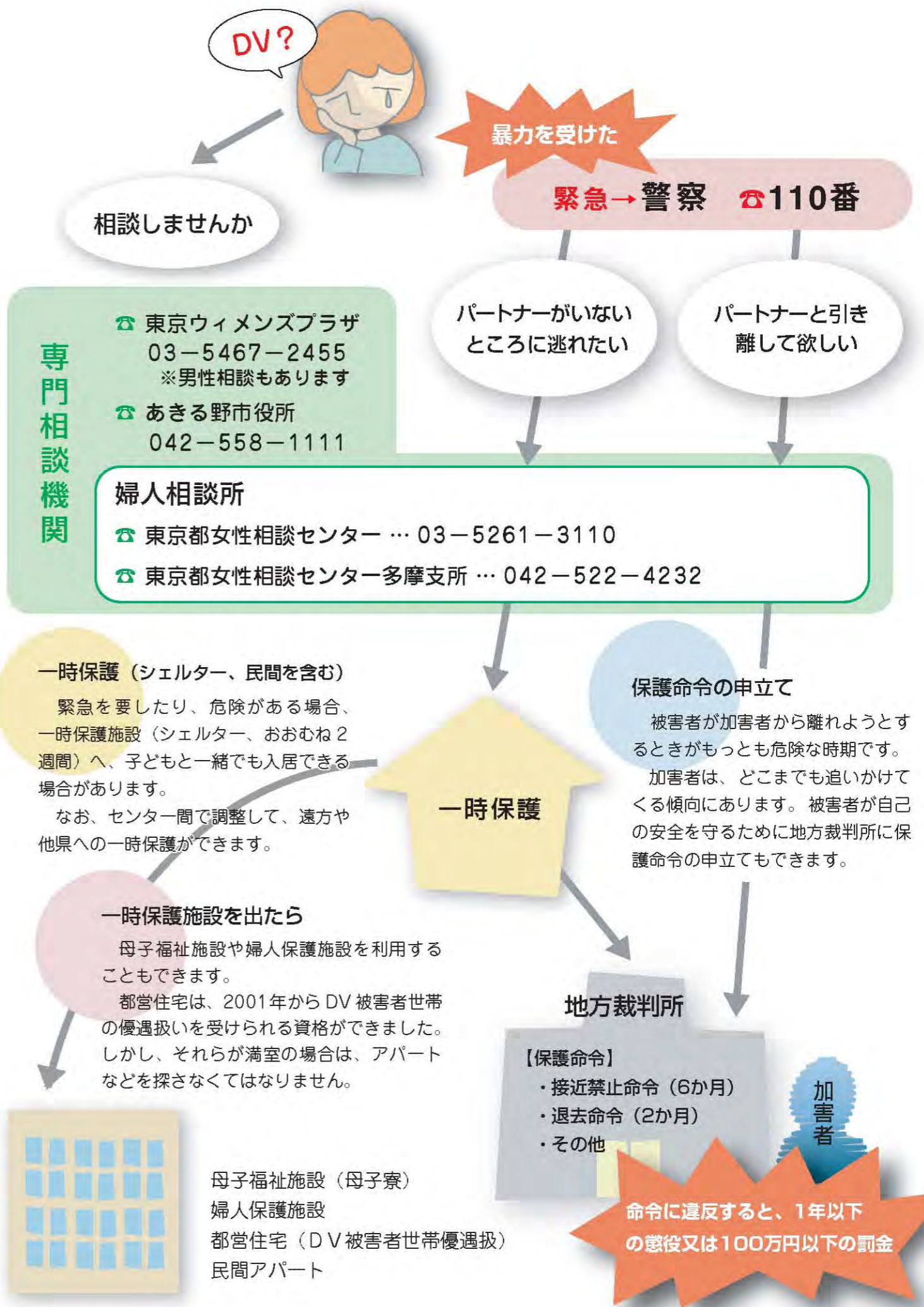
性的暴力

- 自分がセックスを要求したらパートナーが応じるのが当たり前だと思っている。
- 無理にポルノビデオやポルノ雑誌を見せる。
- 避妊に協力しない。
- 中絶を強要する。

日常生活の中での
あなたとパートナーの
関係は？

あなたは、次のようなことはありませんか？

- いつも相手の顔をうかがうようになった。
- 何か息苦しい。恐怖を感じることもある。
- 何か問題が起きていると自分が悪いような気になってしまう。
- 神経をはりつめて生活している。
- 相手の言うことがコロコロ変わるので、自分がおかしいような気にさせられる。
- 相手が帰宅しないとき、ほっとする。
- 相手に一生懸命話をしても無視されて、自分が価値のないつまらない人間のように思えてくる。
- いつも深い孤独感を感じている。
- 根はいい人だから暴力さえ振るわなければ何とかやっていけると思っている。
- 貯金や給料へのアクセスを相手に占有されている。



社会慣習

封建制度の名残から女性の人権を尊重する認識が希薄で、女性の役割は社会によって決められ、その役割ができない時には、しつけというかたちで暴力を伴う教育の手段も許されてきました。また、男女の力関係による男性の女性に対する支配意識が強いことが潜在意識としてあります。

社会的ストレス

社会の仕組みが複雑になり、賃金や仕事・人間関係等に起因する不満も多くなりました。そして、はげ口のないストレスも多くなってきています。夫婦共働きの家庭が多い現代では、夫も妻も互いのストレスは増大しています。ストレスが上手に解消できないと弱者（一般に女性や子ども、老人）に対して暴力の形で発散することにもなります。

家庭慣習

「父母が対等の関係でない」「暴力行為が伴う、しつけ・教育を家庭や学校で受けていた」などの環境で育った場合には、それらの考え方や行動が潜在化し、成人後に抵抗感や違和感が少ないと云われています。

DVの要因

DVの発生は、種々の要因が絡み合っているといわれています。主な要因として…

病的要因

加害者が薬物やアルコール中毒によるものです。

核家族化

多くのDVは、人目につかない密室での発生が多いと云われています。何世代かが同居していた家族では、いろいろな目があり、DVは起こりづらかった。近年は、核家族が一般的になり、DVが発生しやすいと云われています。

経済的自立が困難

配偶者の自立が経済的に困難な場合には、DVを受けても我慢する傾向があると云われています。特に子どもの養育等のことが絡むと被害者がその環境で我慢し、被害が継続しやすくなります。

DV防止のために

DVの発生の要因は、「配偶者からの暴力を大目に見る社会の風潮」と「個人の感情コントロール法・ストレスの解消法等」に大別されるでしょう。

「暴力は犯罪」の文化を！

DVが発生する大きな要因として慣習があります。一度慣習が形成されると、それを否定して新たな慣習を構築することは容易なことではありません。それはその慣習で育った人々の過去の価値観や行動を否定することになります。DV防止の新たな慣習は「いかなる種類の暴力も容認しない」「暴力は犯罪」そして「男女の役割分担にとらわれず、相手と対等な関係」です。それを文化として定着させることは、地味で時間を要しますが、最も重要なことでしょう。各家庭から、地域へ、地域の総力を結集することが文化を生み出すこととなります。

感情表現のコントロールを！

人は突然にある言葉や行動に感動したり、激怒したりします。それは過去の様々な体験が積み重なり、その言葉や行動に触発された感情の表現でしょう。それが暴力につながらない方策を考え出せばよいのです。

感情の表現をコントロールする方法や心が休まる会話のやり方も重要でしょう。自分の気持ちを素直に言葉として表現するやり方、相手の立場や気持ちを理解する包容力、そして、いたわりの言葉や励ましは常に必要です。これらを自覚して自学自習することや教育訓練の受講も必要かもしれません。男女が対等な関係をもつ健全な家庭の文化・慣習を創り出すことは夫婦の責務でしょう。

Domestic Violence

パートナーからの暴力に悩んでいませんか

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」はあなたを応援します。

加害者更正教育プログラム

現在、日本ではDV加害者に対する再発防止対策はとられていません。カウンセリングや自助グループへの加害者の自主的な参加・更正に頼っている状況です。多くの自助グループはアメリカのプログラムを参考に行われており、主として次の3つで構成されています。

1. **自覚支援**：暴力とは何かを知り、自らの暴力の責任を認識する。社会から刷り込まれた「男らしさ女らしさ」に気付く。
2. **暴力を回避するために**：怒りを感じたら、その場を離れ、歩く、走るなどの反復動作をする（タイムアウト法）。後に再び話し合う。
3. **コミュニケーション支援**：わたしメッセージ（Iメッセージ）での話し方、相手に共感を持ち理解しようとする聞き方を学ぶ。

そして最終的には、怒りとストレスの管理など自己コントロール方法の会得を目指しています。

DVは再犯率が高い犯罪です。アメリカでは、DV加害者に対し加害者更正教育プログラム受講が命じられており、プログラム修了者の再犯率が低いと言

われています。日本でもプログラム受講の検討は必要でしょう。

予防啓発教育プログラム

アメリカでは若年・子どもを対象とした予防啓発の重要性が認識されており、幼児期からの教育が各州で実施されています。思いやり、怒りの制御、衝動の抑制、問題解決、対人関係、状況判断等の社会的能力を身に付け、言葉によるコミュニケーション力を高めることにより、子どもを暴力の加害者にならない事が目的です。ドラマ仕立て、ロールプレイ、ゲームなどを行うことにより具体的場面での対応方法を学びます。これらは結果としてDV予防の教育的効果が高いようです。また、フランスではDVを男女差別意識の表れと見なし、2、3歳から自然に男女平等教育を教える試みもあります。日本でも取り組みは行われ、品川区の小学校では上記アメリカのプログラムの実施、九州地区では中高生へのDV予防啓発教育が盛んです。

DVは大人だけの問題ではありません。デートDVと呼ばれ、携帯電話による暴言や束縛、干渉は高校、大学生にも広がっています。幼少時期から発達段階にあった暴力（DV）予防啓発教育の全国的な実施が望まれます。

You

あなたメッセージ



「あなた」が主語の「あなたメッセージ」は相手への非難、説教や指示であり、聞き手の反発を招きます。

I

わたしメッセージ



「わたし」が主語の「わたし」メッセージは、話し手の素直な気持ちを伝えることができ、聞き手は共感しやすくなります。

第12回

女と男のライフフォーラム

がんばらない生き方の処方箋

〜共に生きる社会をめざして〜

平成20年2月17日(日)あきる野ルピアホールで、「がんばらない生き方の処方箋」をテーマにしたライフフォーラムが、200名の参加で、盛大に開催された。

第一部は、「癒しの音楽を」と題して、市内在住のフルート奏者である村野直子さんによる音楽鑑賞。赤とんぼ、千の風になつてなどの曲が演奏され、透き通ったフルートの響きは、ストレス社会に生きる私たちの癒しになった。

第二部は、精神科医であり、



「演奏する村野直子さん」



講演する香山リカさん

帝塚山学院大学教授でもある香山リカさんによる基調講演。

学生時代より雑誌等に寄稿。その後も臨床経験を生かして、新聞、雑誌で社会批評、文化批評、書評なども手がけ、現代人の「心の病」について洞察を続けている。専門は精神病理学だが、テレビゲームなどのサブカルチャーにも関心をお持ちだ。

香山さんは、がんばって生きていくばかりではなく、ときには、何もしない時間を取り入れることは、ココロにとって必要なことだと話された。

Information

インフォメーション

情報誌編集委員募集

第20号で参考とした資料

- ・ 熊本県発行「くまもとDV 防止シンポジウム 開催報告書」2006年
- ・ 内閣府男女共同参画局発行「諸外国における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査報告書」2007年6月
- ・ 山口のり子著「ドメスティック・バイオレンス あなた自身を抱きしめてアメリカの被害者加害者プログラム」梨の木舎 2001年
- ・ 中村正著「ドメスティック・バイオレンスと家族の病理」作品社 2001年
- ・ 原田恵理子編著「ドメスティック・バイオレンス」明石書店 2000年
- ・ 森田ゆり著「ドメスティック・バイオレンス 愛が暴力に変わるとき」小学館 2001年
- ・ 内閣府男女共同参画局発行「STOP THE 暴力 配偶者からの暴力で悩んでいる方へ」リーフレット 2006年版
- ・ 朝日新聞2008年1月25日朝刊記事

男女共同参画情報誌「エフ・ウェイブ」の編集委員になってみませんか！よりよい情報を市民に発信するため、多数の方の参加をお願いします。

- 内容 情報誌の企画・編集 (取材・執筆・デザインなど)
- 対象 市内在住・在勤の方
- 謝礼 年間2万円(予定)
- 活動日 平日午後(予定)
- 問合せ 秘書広報課男女共同参画推進担当
558-1111 内線 2202

編集後記

テーマ選びから始まり、わかりやすく正確に。内容についてもケンケンガクガクと意見交換の末、できあがりました。硬い内容ですがいかがでしたでしょうか。ご意見、感想などをお寄せください。

◆情報誌編集委員◆

- 石川 光代 大本 浩子 斎藤 映子 佐藤さち子
代田富貴子 関口 千恵 平野 博典
表紙絵/吉田美沙子

「エフ・ウェイブ」は公募の市民編集委員により編集しています。

efwave エフ・ウェイブ 第20号 2008年3月発行

発行/あきる野市企画財政部秘書広報課 〒197-0814 あきる野市二宮 350番地
TEL 042-558-1111 FAX 042-558-1113
企画・編集/あきる野市男女共同参画情報誌編集委員会

再生紙を使用
しています



一人で悩まないでご相談ください(相談無料、秘密厳守)

配偶者暴力相談支援センター

- 東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455
9:00~21:00 (年末年始を除く毎日)
- 東京都女性相談センター 03-5261-3110
月~金 9:00~20:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
- 東京都女性相談センター多摩支所 042-522-4232
月~金 9:00~16:00 (土日、祝日、年末年始を除く)

警視庁総合相談センター 03-3501-0110
月~金 8:30~17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)
また、お近くの警察署の生活安全課でも相談できます。

夜間・緊急の場合

- 警察(事件発生時) 110番
東京都女性相談センター 03-5261-3911

キリトリ